

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めるとの件(第百八十三回国会閣承認第四号)(衆議院送付) 要旨

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により、平成二十五年四月五日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一 北朝鮮が平成十八年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年十月九日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍の全ての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 入港禁止の期間は、平成十八年十月十四日から平成二十七年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号については、平成十八年十月十三日から平成二十七年四月十三日までの間。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。